

平成25年9月18日(水曜日)

議事日程第6号

平成25年9月18日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 所管事項調査について
日程第3 新幹線・交通網対策について
日程第4 議案第89号
日程第5 議案第90号から同第92号まで、議案第102号から同第104号まで、
議案第127号から同第129号まで、請願第3号、同第4号及び陳情第5号
並びに発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号
日程第6 議案第93号から同第97号まで、議案第105号から同第116号まで
及び議案第121号から同第123号まで
日程第7 議案第98号から同第101号まで、議案第117号から同第119号まで、
議案第124号から同第126号まで及び議案第130号
日程第8 議案第120号
日程第9 諮問第3号
日程第10 発議第9号、同第10号及び発議第11号
日程第11 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 所管事項調査について
日程第3 新幹線・交通網対策について
日程第4 議案第89号
日程第5 議案第90号から同第92号まで、議案第102号から同第104号まで、
議案第127号から同第129号まで、請願第3号、同第4号及び陳情第5号
並びに発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号
日程第6 議案第93号から同第97号まで、議案第105号から同第116号まで
及び議案第121号から同第123号まで
日程第7 議案第98号から同第101号まで、議案第117号から同第119号まで、
議案第124号から同第126号まで及び議案第130号

- 日程第8 議案第120号
 日程第9 諮問第3号
 日程第10 発議第9号、同第10号及び発議第11号
 日程第11 閉会中の継続調査について

応招議員 20名

出席議員 20名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	14番	伊井澤一郎君
15番	吉岡静夫君	16番	新保峰孝君
17番	倉又稔君	18番	松尾徹郎君
19番	五十嵐健一郎君	20番	古畑浩一君

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長	吉岡正史君
産業部長	加藤政栄君	総務課長	田原秀夫君
企画財政課長	斉藤隆一君	能生事務所長	久保田幸利君
青海事務所長	山岸寿代君	市民課長	竹之内豊君
環境生活課長	渡辺勇君	福祉事務所長	加藤美也子君
健康増進課長	岩崎良之君	交流観光課長	藤田年明君
商工農林水産課長	斉藤孝君	建設課長	串橋秀樹君
都市整備課長	金子晴彦君	会計管理者 会計課長兼務	横田靖彦君
ガス水道局長	小林忠君	消防長	小林強君
教育長	竹田正光君	教育次長 教育委員会こども課長兼務	伊奈晃君

教育委員会こども教育課長	池田	修君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	原	郁夫君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	佐々木	繁雄君	監査委員事務局長	池田	正吾君

事務局出席職員

局	長	小林	武夫君	次	長	猪又	功君
主任	主査	水島	誠仁君				

午前10時00分 開議

議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、渡辺重雄議員、13番、田原 実議員を指名いたします。

ここで米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

貴重な時間をお借りいたしまして、世界ジオパークの再認定についてご報告をさせていただきます。

去る9月9日、韓国の済州島ジオパークで開催されました第3回アジア太平洋ジオパーク会議におきまして、糸魚川ジオパークが世界ジオパークに再認定されました。市民の皆様とともに取り組んでまいりました、この4年間のジオパーク活動が評価されたものであり、大変うれしく思うとと

もに、議員各位をはじめ市民の皆様に深く感謝を申し上げる次第であります。

今後、世界ジオパークの再認定を記念したフォーラム開催を計画をいたしており、引き続き、市民の皆様と一丸となって質の高いジオパーク活動を推進し、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、日本ジオパークネットワークの理事長としての立場もあり、韓国での会議に出席をさせていただきました。議会会期中の海外出張による不在につきましては、事前に正副議長へ申し入れをさせていただきましたが、詳細日程についての説明が不足いたしておりました、この場をお借りしておわび申し上げます。

ありがとうございました。

議長（樋口英一君）

次の日程に入る前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔 議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

17番（倉又 稔君）

おはようございます。

本日9時30分より議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

委員長報告につきましては、建設産業常任委員長から休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨、また、新幹線・交通網対策特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として発議第5号、35人以下学級早期実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書、発議第6号、新聞、書籍・雑誌など出発物への消費税の軽減税率適用を求める意見書、発議第7号、内閣総理大臣宛てであります、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、及び発議第8号、県知事宛てであります公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、発議第9号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、発議第10号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書、発議第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書の7件が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。

これを本日の日程事項として、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会開催中における市長公務欠席についての意見が出され、今後、正副議長、議会運営委員会の正副委員長で検討し、厳重な抗議をすることで委員会の意見の一致をみております。

なお、8月29日の議会運営委員会では、議会改革について協議を行っております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

議長（樋口英一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、去る9月6日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容を報告いたします。

今回の調査項目は、下水道使用料の改定についてであります。

8月7日の委員会で資料請求した、県内市との経営指標比較等の説明を受けた後、質疑を行っております。

委員より、県内20市の比較では、面積も、配管の長さも、処理場の規模も違うという状況下で、どれが妥当かという基準的な目安がつかない判断の中で、現時点で基準内が、おおむね9億8,000万円、基準外でおよそ5億円という一般会計からの繰出しがかかる中で、下水道料金を値上げしたいという話をいただいたわけで、そうした中で受益者負担も出てくるはずだと思う。

まず、使う人の人数をふやすのも行政の仕事だと思う。同時に、受益者負担について、地元での利用者に対しての十分な説明を行いながら、どうしたら健全経営が行われるかという状況の中で値上げを説明して、理解を得ていただく努力をしていただきたい。

また、接続世帯の加入促進とあわせ、住宅リフォームに絡めて助成制度の検討、接続率の低いと

ころの助成制度も含めて検討していただきたい。値上げをしたら次の予算のときに、その辺も含めて加入率を上げるためにも、リフォーム関係に下水道も含めて検討していただきたいとの要望がありました。

さらに、この後のスケジュールについて、現時点で間に合うようなスケジュール管理をして対応しようとしているのかどうかとの質問には、現在、地域に出て説明会をさせていただいている。11月いっぱいくらいまでに地域の説明会を終わらせて、その後、条例案を提出したいという考えでいる。とにかく11月まで目いっぱい地区の説明会に出て、状況等をご理解いただく中で、皆さんの意向も把握しながら進めていきたい。議決をいただいた後は何らかの方法で、こういう形になるという地域の説明等を、別途、構えたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか料金改定を段階的に行うことについての質問に対しては、目標として経費回収率50%を目指していき、そのためには定期的な料金改定をしていきたいので、おおむね3年ごとに料金改定の機会を持たせてもらいたい。今回改定し、また3年後には改定のための見直しをしていただき、またその3年後には同様にさせていただいて、おおむね10年後には、経費回収率50%に近づけたいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑や意見がございましたが、省略をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．新幹線・交通網対策について

議長（樋口英一君）

次に、日程第3、新幹線・交通網対策についてを議題といたします。

新幹線・交通網対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長より中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

古畑浩一新幹線・交通網対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

古畑委員長。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

おはようございます。

これより委員長報告を行わせていただきます。

平成25年6月定例会で設置されました本特別委員会に付議された案件は、

- ・北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用について
- ・北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大系線の活性化対策について
- ・地域高規格道路松本系魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格について
- ・姫川港の整備促進について

であります。

去る7月19日及び8月23日に付議事件調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

なお、所管となりました全項目についての報告となりますので、あらかじめ長時間となることをご了承いただきたいと思っております。

まず、7月19日に開催されました委員会では、付議事件の内容の確認、及び前任期に設置されました新幹線・港湾等交通網対策特別委員会の最終審議から経過した期間の整備状況などについて、各項目に所管課からの説明を受け、調査を行っています。

姫川港の整備促進については、本年度、姫川港の24時間操業のための緩衝緑地帯の完成に伴い、地元からの反響、クレームなどはないか。24時間操業は、いつから始まるのかとの質問に、地元寺島地区との環境保全連絡会議において、港湾道路とすりつける県道のカーブがきついなどの意見はあるものの、総じて地元区民が望んでいた事業であるため大きなクレームはない。また、市道の改良事業が未完となっており、地権者との用地交渉を進めているが理解を得られず、難しい状況下にある。今後とも理解を得るべく取り組んでいく。

また、24時間操業の実施時期については、港湾利用者から正式な話はまだないとの答弁に対し、緩衝緑地帯の樹木はまだ若く、緩衝緑地帯と呼ぶにはほど遠い。今後、騒音測定など実施し、効果を検証してほしいとの要望がなされております。

港湾整備計画については、28年度で一応の整備は完成するが、その後の計画はどうなっているのか。また、護岸工事等が進んで泊地のエリアが広がったが、利用計画はどうなっているのかとの質問に、28年度においては西埠頭3号岸壁の完成後、その前面の泊地を海面からマイナス10メートルにして完了する。20年に改訂された港湾計画では、東側西埠頭2号岸壁マイナス11メートルとし、取扱量680万トンの計画で港湾計画が改訂され、今後、さらに西埠頭の2号岸壁を整備するか否かについては、貨物量取り扱いの見込みを出して県に要望していく。埠頭用地については、利用者協議会で各企業のヒアリングを行い、計画を立てている状況であるとの答弁に、現行、360万トンに対して、計画が完成した時点で680万トンと相当余裕ができる。ただ、現状の港湾エリアは陸地部分が限度いっぱい、沖へ斜めに伸びていき境界線ぎりぎりまできている。

今後の考え方とすると、港湾エリアの見直しについて、どのように考えているのかとの質問に、今後の整備計画の1つには、2号岸壁マイナス11メートルの検討、沖防波堤450メートルの延伸、この延伸による港湾エリアの拡大も今後の整備計画の中で検討の材料になる。今後、港湾エリアを広げることとなると、ほかの海岸管理者との協議が生じてくる。内容的にも難しい協議がなされる

と思う。当市としては残り3年間であるので、できるだけ早く港湾管理者と今後の整備計画について詰めに入りたいと考えているとの答弁がなされております。

北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用について。

現在、電線の地中化に伴いアーケードの取り壊しが完了しているが、再構築されるアーケードの概要と耐用年数、商店街が建設費の一部を負担するが、どのくらいで償還できる計画か、県道の上に設置するという公共性を考えれば、公費負担の増額を図るべきではないかとの質問に、アーケードは前のものと比較して約半分の幅になり、片側1本柱で支える形となる。耐雪型で1.5メートルの雪に耐えられるもの。耐用年数については承知していないので、アーケード協議会の説明を受けたい。

また、商店街の費用負担については、自己資金、組合費を値上げすることなく、毎月の組合費の中で対応できないか、資金繰りを計画していると聞いている。

事業費については平成21年度の総合計画時点では、歩道全面にアーケードを再構築する計画で全体事業費4億円程度と想定していたが、組合でも歩道の半分をあけるアーケードを計画し、事業費は2億円前後と見込まれている。

国の活力向上補助金は、中小活性化計画として認められれば補助率が3分の2で、上限が2億円という補助内容になる。仮に2億円とすれば、その3分の2が国からの補助で、その残りを市で応援し、組合でも負担し建設する考えであり、国庫補助の上限が2億円に引き上がったということは、事業推進を図る上でもありがたいことであるとの答弁に、アーケードありきの商店街ではなく、1つのパーツとしてアーケードがある。新幹線開通を見据え、商店街沿線の景観づくり、全体のランドデザインが必要ではないか。

駅北口駅舎デザインを決める際、和風のデザインが採用された。計画案では近代的なアーケードであり違和感がある。これから改良する余地があるのか、日本海に一番近い駅としての日本海と食を生かしたコンセプトづくりをどう行うのかとの質問に、アーケードの色合い等については、商店街としても最終決定ではない。歩道部分の色合いについても商店街で協議中である。北口の駅前広場の通路、シェルターの屋根の雰囲気と、本町通りの雁木の雰囲気、これらと融合するような景観づくりをお願いしたいということは、市から商店街、担当している設計者にも話をしている。今後、全体的な景観の統一ということで進めていきたい。

また、商店街の計画には、味わいをコンセプトに飲食店、特にラーメン店を何軒か並べてみたらいかがかなど、さまざまなプランが挙がっている。具体的な業種や配置まで至っていないが、商店街の計画を支援しながら、商工会議所とも力を合わせ、魅力ある駅前通りになるよう、今現在も3者で毎月会合を持ちながら進めており、商店街の構成について市も助言、協力をしていきたい。

空き店舗の補助金など、今後、アーケードの建設を機に、そういったものも積極的に利用していただくよう進めていきたいとの答弁がなされ、ほかにも多くの意見が出されており、継続的に調査することとし、あわせて本特別委員会としても、7月22日に糸魚川駅前商店街の現地視察を行っております。

次に、新幹線駅建設・利用計画について。

新幹線工事並びに駅舎建設については、順調にいったいるとの説明であるが、開通後の新幹線利用者の推計は、どれくらいと見ているかとの質問に、糸魚川駅の利用予想は、金沢開業時に新幹線

では2,936人という見込みである。今後、停車本数がわかれば、より具体的な推計も出てくるが、今のところはこの数字で動いている状況であるとの答弁がなされました。

新幹線駅の1階部分の利用計画については、新駅の一の目玉として計画されている鉄道ジオラマについて、寄贈されたH0ゲージの車両部品点数と活用計画についての質問に、モーターを持っている機動車が10台、客車、貨車等がほかに22台ということで計32台。この車両だけでは不足であるため、ジオラマの整備とともに購入も考える。

当市の駅のジオラマ模型の特徴は、新幹線駅駅舎下にあるという鉄道に直結した立地とあわせ、87分の1スケールのH0ゲージと、150分の1スケールのNゲージ、子ども向けのプラレール、さらにジオラマゾーンに隣接して、1分の1モデルのキハ52の実車の展示などスケールの違いを売りにした中で、交流人口の拡大につなげていきたい。

ジオラマ制作については、糸魚川の地形に基づき150分の1スケールのNゲージをメインに考えている。寄贈いただいたH0ゲージはドイツ製であり、日本の風景と合わないと考え、別個の展示としたいとの答弁がなされました。

駅の南北に観光協会の事務所ができてくるが、前回は懸案事項であった。本当に2つ要るのか、この辺については、どのように検討されているかとの質問に、今のところ新幹線の駅舎の下には、本部機能と観光案内をあわせ設置するという方向で進めている。それが未来永劫ということではなく、変えていくような形の中で話は進んでいるとの答弁がなされております。

次に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格について。

整備区間への昇格についてはルート協の中で、新潟県高規格道路推進室長の話聞いたが進展はなかった。自民党政権にかわってからの大型補正、国土強靱化計画、こういった大きなチャンスの中でも、松本糸魚川の高規格道路には予算がつかなかった。今後の動向、見込みは行政としてどのように把握しているのかとの質問に、今年度も調査費については予算がついており、相当分の調査費は消化しているが、その次のステップの整備区間にはならない、大きな課題となっている。

ルート帯の決定についても平成20年に地元アンケートを実施しており、ルート帯の設定ぐらいは決定してほしいと再三要望をしているが、この4年間、次のステップに発展はしていない。今回の自民党政権、国土強靱化のチャンスにやらないと、いつやるのかということは常々言ってきたが、新潟県側の説明では、県の体力が追いつかないという返事である。

一方、長野県側のルートの総会では、長野県側80キロについて、雨中地区ではバイパス方式で事業化にはなったものの、高規格道路としてはまだ起点も決まっていない状況である。できれば今年度中に、長野県側のルートについて案を示すという状況である。

地元国会議員を通じ、新潟県側は国土強靱化計画、新幹線開業へのアクセス路の整備として、長野県側は、関西からのアクセスとして高規格道路を位置づけし、進展するよう要望しているとの答弁に、本年、大系線が6月の大雨被害の関係で長期間運休し、運行再開のめどもない中で、国道148号で何かあった場合には、完全に長野県と交通網が遮断されることとなる。

3桁国道といえども1本国道で、これがなくなった場合に交通が途絶する。7.11災害の反省点から、迂回路としての道路建設が必要として、当時の亀井静香建設大臣が、これは何としてもつくりましょうと約束された道路であった。今後の道路財源を考えても、トンネルや橋梁の老朽化に伴う長寿命化計画に優先的に予算が取られていく。これではいつまで順番を待ってもこないのでは

ないか。災害の復旧という意味で緊急性をアピールするべきであるとの意見が出され、地域高規格道路松本系魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、今後とも新潟・長野両県をはじめ議会、行政一体となり、関係各方面に要望活動を行うこととしております。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大系線の活性化対策については、冒頭、6月19日の大雨による大系線の復旧工事についての対応と、再開時期、運休による影響についてなどが協議されましたが、その後、8月15日に運転再開がされておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、新幹線開通とともに経営分離される在来線について、沿線にどのぐらいの住民が住んでおり、利用が見込まれる市民の数はどのぐらいか。系魚川市というエリアの中ではどうか。車社会の中でマイレール意識を沿線の方に持ってもらうためには、行政としてはどう取り組むべきなのかとの質問に、マイレール意識については、新潟県の並行在来線開業準備協議会でも揉んでいるところであるが、鉄道祭り等のイベント等を開催しながら皆さんに意識していただく。

沿線市の人口については、平成19年には29万4,000人である。それが開業年には27万3,000人、10年目の平成36年には24万6,000人と予想されている。利用者は調査時に2,157人で、最終30年には1,261人という予想である。系魚川市エリアの分がどのぐらいということはお聞きしていないので、次回、報告させていただくと答弁に、えちごトキめき鉄道とも連携し、系魚川市民にどうPRし、マイレール意識を持ってもらうか、観光戦略も含め意識を変えていく必要があるとの意見がなされています。

基本計画が示され、車両については、日本海ひすいラインはディーゼル車の2両、あるいは1両での運行予定であるが、安全性の面はどうか。JR北海道において、ディーゼル車の事故が頻発している。トンネル部分の多い当地域で、安全性について改めて検討されているかどうかとの質問に、ディーゼル車の安全性については、新型の車両をつくっている。北海道での事故が頻発しているが、それとは別ものとする。導入する車両が、それによって変わるということはないとの答弁がありました。

支援スキームによる系魚川市の出資金2億2,040万円の負担について、その根拠を伺いたいとの質問に、出資金の約2億2,000万円は、JRから経営分離されるえちごトキめき鉄道の固定資産税の2分の1軽減分について国から交付金還付があるので、その相当額として出資金に充当されるとの答弁があり、企業、市民から約3億円の出資を募る計画だが、現状と具体策はどうか。また、系魚川市に割り当ては来ているのかとの質問に、6月25日の定期株主総会において、新株は個人当てと法人当てと2通りあり、1つは法人株として5万円の株を6,000株、計3億円で、1億5,000万円を資本金に、1億5,000万円を資本準備金に充てる。銀行、金融機関、上越地域の大手企業から1社20株以上、100万円以上を目指して募集したい。

もう1つは、個人も含め普通株主1,000株を1株5万円で1,000株募集し、5,000万円を募集したい。できるだけ多くの方から出資を募るということで1人1株とし、申し込みはいずれも9月から始め12月6日が締め切り、系魚川市の割り当ては決まっていないが、今後、検討されるとの答弁がなされました。

当初、30年間で780億円の赤字見込みに対し、赤字補填は市町村がやらないことになっていたのではないのか。その後、県知事が国交省との直接交渉をし、合計830億円の資金繰りができ

たという話であった。単純計算で赤字を補填して、さらにプラスになる計算である。こうした資金の使い道について明確にすべきとの質問に、基本的には市の出資は、出資金並びに新潟県並びに沿線市が同社からそれぞれ支払われる法人事業税、固定資産税及び都市計画税に相当する金額を毎年補充するという形で、出資した2億2,040万円とは別に、その分を充てて会社の運営をやっていくということである。30年間で収支約6億円、これは運賃を1.3倍程度まで抑えても会社の経営は成り立つということでの承認であった。173億円の出資を仰ぎ、当面はこの資本金でやっていく。赤字計上した場合、最終的には市が支出した出資金も資本金の中に入っているので影響は出るが、1年1年赤字だからといって沿線の市町村から金を出すということはない。

780億円の使い道について、以前の経営計画と運賃の上限の引き下げ、貨物調整金の減額などにより条件が変わり、基本的に780億円のうち740億円が会社に入ってきたとしても、リゾート列車の導入や指令システムの構築に支出した場合、プラスにはならないとのことであるとの答弁に、説明を聞いても理解しがたい。貴重な血税を使う以上、収支計算書等、書面を整理して資料提出を求めるとの意見があり、提出を求めるとしております。

このほか富山県との相互乗り入れや、特急「北越」の存続を含めた優等列車のあり方についてなど、多岐にわたって協議しておりますが、いずれも継続調査とすることに決しております。

また、委員会終了後、午後3時より第2委員会室において、大系線・北陸線を守る会との委員会協議会を開催しております。

同会より、第三セクター鉄道でのディーゼル機関車の運行に対する安全性の確保や運賃の値上げ、経営安定化基金の創設、押上地内での新駅の設置、新潟駅までの直行特急の存続、大系線の存続と利活用についてなど非常に熱心に、また、積極的な提言、沿線各市との連携による情報提供など多岐にわたり意見交換を行い、大変有意義な協議会となりました。

ここで出されましたご意見、ご要望につきましては、今後、委員会で精査し、反映してまいりたいと思っております。

次に、去る8月23日、北陸新幹線上越妙高駅及び北陸新幹線系魚川駅の現地において調査を行っておりますので、ご報告申し上げます。

上越妙高駅の視察では、建設地近くに構えた新幹線新駅周辺整備事務所にて、整備構想や誘客戦略について説明をお聞きした後、現地での視察を行っております。

新幹線駅を中心とした土地区画事業は28.5ヘクタールの広大な面積を有し、加えて遺跡調査で発見された釜蓋遺跡公園の整備事業5ヘクタール、JR信越本線の新幹線駅接続のための軌道移設工事も含め、総事業費は約200億円となっております。

長年協議を重ねた駅名も上越妙高駅に決定し、上越、妙高のゲートウェイとして位置づけ、駅を中心に東西の駅周辺整備事業をコンセプトを設定し行っており、アクセス道路の整備や商業エリアへの企業誘致にも官民挙げて力を入れて活動している。現在まで正式な決定はないものの、打診は数多く受けている。中核となるキーテナントの進出が鍵を握るとのことです。

広大な事業規模と巨額な事業費に見合う誘客は見込めるのか。観光誘客対策として、上越市は妙高市とともに広域観光連携にその活路を見出そうと、佐渡市、柏崎市、十日町市と連携5市による越五の国プロジェクトを展開しております。官民46団体が参加し、イベントやPR活動を展開中。また、佐渡観光のアクセス拠点として、新潟県も力を入れているとのことです。

なお、糸魚川市はメリットを見出せないとして、越五の国プロジェクトの参加を見送っております。

次に、新幹線駅の現地調査を行っておりますが、通電が開始されたことに伴う安全確保のため、視察人員を10名程度にしてほしいとの鉄道・運輸機構の申し出により、委員外議員の傍聴を認めないこととし、調査を行っております。

新幹線駅舎工事は順調に進んでおり、南北自由通路及び橋上駅舎工事も計画どおりに推移、本年12月には、試験運転が実施される予定であるとのことです。

現地調査後、第1委員会室にて集約を行っております。

主な意見として、上越市は駅周辺を含めた全体的な計画を着実に進めていくことに心を砕き、観光客が駅周辺をどのように回っていくのか、また、広域的な観光連携の中で、どのように観光客をお迎えするのか具体的な取り組みを行っている。糸魚川市には不足していると感じた。

越五の国連携に、糸魚川市は参加しないという市長方針もわからないわけではないが、そうなれば糸魚川駅の背後地である長野県、朝日町等、負けられないような形を、わかりやすい形をつくっていくべきである。上越の説明は、資料を見れば短時間でも理解できる資料であった。いまだ糸魚川市の資料は、理解に苦しむ資料もあり、資料、パンフレット等の整理を早急に行うべきだと痛感をした。

観光誘客について積極的に取り組んでいる。越五の国構想で、財源については基本的に全て越五の国を通して予算執行をする。最初に予算を盛って何かイベントをやるのではなく、各市自分たちが企画した事業を持ち込んで、越五の国のイベントとして行う方式であった。

糸魚川も佐渡との観光連携を目指すべきだと思うが、佐渡でやるのが全て越五の国経由となると厳しい。上越新幹線もあり、佐渡市は全てを越五の国というわけにはいかないが、北陸新幹線関連に関しては、越五の国という名前を使ってキャンペーンを打つとのこと。糸魚川市が参加していないだけに疎外感を感じる。戦略として、今後の誘客、交流人口をふやす連携として、外れていていいのかという疑問点もある。

景観や魅力では、糸魚川駅が勝っていると感じた。地上32メートルの駅の高さは北陸新幹線上、最も高く、3階駅ホームからの眺望のすばらしさは海、山が一望でき、北陸線随一であるとの説明もあり、こんなすばらしい駅はほかにない。しっかりとPRしていくべきだが、糸魚川市はパンフレットのつくり方1つにしてもPRが大変下手である。上越のよいところを取り入れ、効果的なPRをしていくべきである。

アクセス道路の整備関係、脇野田駅の移設については、県の強力な後押しを感じる。糸魚川市は県から、少しないがしろにされている感じを受けた。現地での説明員の熱い思いを聞き、越五の国に関連し、46団体が官民一体となってやっている。糸魚川の担当者も周りを巻き込み、地域を活性化するという熱い思いを持って取り組むべきである。

ほかにも糸魚川市を中心とした広域連携や糸魚川駅の活用策など、活発な意見が出ておりますが、時間の関係上、割愛とさせていただきます。

以上で、新幹線・交通網対策特別委員会の中間報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認め、よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．議案第８９号

議長（樋口英一君）

日程第４、議案第８９号、平成２４年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔１８番 松尾徹郎君登壇〕

１８番（松尾徹郎君）

おはようございます。

委員会審査報告を行います。

本定例会初日の８月２６日において、議案第８９号、平成２４年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、去る９月１１日及び１２日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

初めに、２款、総務費、総務課関係においては、職員人件費及び行政改革についての質疑が交わされました。

委員より、正規職員数は減っているものの臨時職員数はふえている。人件費の総額も多くは削減されていない。いかに事務量を減らし、効率的な行政運営をするか。例えば保育園の民営化、権現荘など、さまざまな事業の民営化をやるかどうかだが、どのように考えるか何うとの質疑に対して、それぞれの業務に応じて、行政サービス維持のために必要な職種に係る臨時職員がふえている状況である。例えば学校での教育補助員、あるいは保育園、幼稚園では延長保育、未満児保育などの理由によるものである。行政改革の大きな目的は、住民サービスの向上と経費の削減であるが、よく精査しながら行政改革を進めていかなければならないと思う。幼稚園、保育園の民営化につい

ては、今年度、市民代表による委員会を設置し、それら課題についても整理を進めているとの答弁であります。

また、法律事務所開設に当たり、利用状況と、補助金額に見合うだけの効果があったかどうか検証されているのかとの質疑に対しては、具体的な相談件数は把握していない。開設後、糸魚川、青海、能生で無料法律相談をそれぞれ1回開いている。効果としては、市内に法律事務所が開設され、市民が相談できる機会ができたことは評価しているが、実績を検証したいとの答弁であります。

次に、企画財政課関係では、ヒスイ・鉱物魅力アップ事業について質疑が交わされております。

この事業は大変なにぎわいで、経済波及効果も大きい。今後の取り組みについて伺う。また、ジオパーク世界認定に当たり、鉱物資源を販売することに対しジオパーク審査委員会からは不適切であるという指摘を受けているだけに、行政が事業費のほとんどを支援することに問題はないのか。企画財政課でこの事業を継続するより、産業振興という観点から商工農林水産課が所管した方がよいのではないかと質疑に対しては、取り組みの状況については、昨年度は北信越地域のテレビコマーシャルで誘客を図ってきた。今年度は関東方面にも広げ、集客力アップを図りたい。

この事業は今年度が3年目の最終年度になるが、糸魚川を代表するイベントの1つに育てていきたい。できれば新幹線開通後も継続したいと思う。また、産業振興ということで実行委員会を組織し、商工会議所から音頭をとっていただいているが、事業規模は拡大するにしても補助金を下げつつ、できるだけ実行委員会が自主独立できるような形で、今後は支援していく必要があると思う。

また、商工農林水産課への移管については、検討したいとの答弁であります。

次に、地域振興費にかかわる部分では、高齢化が進行した過疎地域への支援策、また、公民館制度改革について、今後、どのように取り組むのかとの質疑に対して、今年度、集落見まもり隊事業を新たに実施した。まだ始めたばかりで成果を実感する段階ではなく、まだいろいろと補完する施策が必要ではないかとも考えており、新年度に向け新たな施策を考えていきたい。

また、地域づくり支援策として、現在、能生地域の上南地区で、お年寄り対策を地域プランの中に入れ、地域課題解決に向けた事業の動きもある。集落あるいは自治活動をどのように支えていくかということについては、公民館にかかわる部分だけでなく福祉的な部分も含まれると思う。総合的に支援していく中で、関係する部署と地域の実態をよく把握する中で、対策を考えていきたいとの答弁であります。

また、地域審議会運営費では、委員より、合併特例債の5年間延長になることによる地域審議会の今後のあり方についてどのように考えるか。今までは各地域の新市建設計画をはじめとした検証が役割の1つであったが、今後は、それぞれの地域の立場から議論するよりも、市全体を考えた中で効果ある総合計画、実施計画をするために、地域審議会をもう一段ステップアップしたものにすべきではないかと思うが、どのように考えるかとの質疑に対しては、地域審議会の役割の1つに、合併特例債の使われ方について協議、あるいは見守るという機能がある。地域審議会を1つにするという方法もあるのではないかと内部でも検討したが、合併特例債の関係で切り離せない状況であり、当面は3地域ごとに地域審議会を存続したいと考えている。また、合併後9年が経過し、一体感を醸成していくことは大きな課題であり、全体的な取り組みの中で、そのような意識をもって今後とも進めていく必要があると思うとの答弁であります。

次に、教育委員会関係では、歳出、3款、山ノ井保育園施設整備について質疑が交わされました。

この事業は、たび重なる設計変更による確認申請のおくれ、それによる工事費の増加、また、工期が大幅に延びるなど、当初から行政側の対応にいろいろな問題があった点について指摘があり、改めて陳謝がありました。

また、10款、糸魚川小学校整備費については、基礎抗部分、地盤調査など事前の調査不足で、新たな追加工事が発生したことについて質疑があり、教育長からは、糸魚川小学校の地盤関係につきましても、旧校舎の基礎部分の撤去の段階で、いろいろな問題が出てきたわけですが、工事当初に気づかずに補正を組むことになり、本当に申しわけないと思っております。今後、そのようなことがないように、十分配慮していきたいと思っておりますとの陳謝がありました。

次に、体育施設整備費について、糸魚川市総合体育館は総合体育館とは言えない。暖房施設はあるものの、10年以上前から壊れているままである。施設状況が不十分なため、県大会レベルのものを誘致することがなかなかできない。青海生涯学習センターの体育館においても、完全な管理状態とはいえない事例もあった。今後、建設予定の能生体育館についてどのように考えるか。最近、どこの体育館も冷暖房が完備されているが、どのように思うかとの質疑に対して、糸魚川総合体育館については、すぐ調査にかかりたい。また、能生体育館の設計については、費用対効果だけでなく、利用者の立場でどうなのかというところから議論を行いたいとの答弁であります。

なお、委員より、市長公約でもある交流人口拡大のためにも、スポーツツーリズムの観点からも、施設整備をお願いしたいとの意見が出ております。

また、市民会館リニューアル事業について、10月1日から工事のため閉鎖になるが、今後の職員体制、運営についてはどのような方向なのかとの質疑に対しては、これについて以前から検討を進めており、リニューアルのための閉館の期間にNPO法人または指定管理で運営するかなど、近隣自治体の情報や先進事例を調査したい。最終的には利用者に迷惑がかからないよう、市民からは鑑賞事業が評価されるような運営と、交流人口拡大や、まちづくりにも反映できる会館となるよう体制を見直し、いろいろな提言もいただきたいと思うとの答弁でありました。

なお、教育委員会に対しまして、たび重なる失態についての集約事項がありますのでご報告いたします。

山ノ井保育園建設における一連の行政対応、また、糸魚川小学校における基礎抗部分の事前調査ミスによる補正追加、さらには、このたびの定例会での公民館建てかえにおけるアスベスト除去のための補正など、短期間のうちにあまりにも同様のミスが多く、過去の教訓が全く生かされていない。このことについて猛省を促すとともに、二度とこのようなことがないように、再発防止に努められたいと集約されております。

その他、活発に質疑がされております。

以上で、総務文教常任委員会の関係部分について報告を終わります。

議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

初日の本会議で当委員会に分割付託となりました本案について、去る9月5日及び6日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり、原案認定であります。

審査における主な経過についてご報告をいたします。

交流観光課関係の7款では、ジオパーク誘客拡大事業の誘客拡大事業委託料の成果についての質問があり、モニターツアーについては、東京の高校の先生など12人の方からお越しいただいた。ことしも都内の中学校の先生に、お越しいただけるような機会を設けていただいたということで、今後、期待できるものと考えている。

ウェブ広告については、広告を出すことによって、どれだけ糸魚川ジオパークのホームページにクリックして来ていただいたかということを検証したが、8,700件のクリック数があった。しかも、それが初めて糸魚川ジオパークのホームページに来ていただいたという結果が来ているので、新たなお客をふやしていく1つのきっかけになったのではないかと考えている。

おもてなし講座等の講座の開設については、それぞれ受け入れ体制の中で、ガイドの皆さんのレベルアップが図られたものと考えているとの答弁がなされました。

谷村美術館と翡翠園の宣伝については、市が先頭に立ってやっているのか、今後の計画についてはどうかとの質問には、翡翠園と谷村美術館、玉翠園の価値となると、観光業者やいろんな方に聞いても、本当に素晴らしいものだという評価を得ている。そういう中で、この施設は糸魚川市の重要な施設として位置づけて進めているが、長い間休館していた。そういったのがかなり大きく響いて、伸びにつながっていない現状である。

今後とすれば、市と、このミュージアム自体も宣伝をやっているもので、両方一体となって誘客に努めたいし、これは糸魚川の核の1つという形で、今後も進めていきたいと考えているとの答弁がなされました。

このほかに周辺自治体との連携による誘致策や外国人誘客、観光アプリの改善、来訪者へのフォローを含めた専門家による観光戦略の導入、ジオパークならではの自然を生かしたアクティビティの導入など、多くの意見要望がありました。

次に、商工農林水産課関係の5款では、職業訓練校事業費補助金で、定住人口の増を図るために訓練校で学べる種目を拡充できないか。また、県立の特別支援学校白嶺分校ができたこともあり、訓練校と行政とが連携し、障害者雇用の推進をすることはどうかとの質問に、種目の拡充については訓練校に伝えたい。また、障害者雇用については、福祉分野の内容が多くなると思うが、福祉事務所とは障害者雇用連絡協議会という連携の組織の中で、お互いに情報の共有をしているところである。

市内ではカネヨ運輸でも福祉のお弁当の給食を始めたり、大和屋のクリーニング等、障害者雇用について積極的に取り組んでいる企業との連携もとっているつもりでいるが、労働行政の立場で、障害者雇用を積極的にお願いしていかなければならないと考えている。

一般就労で、会社に雇用されてもやめるケースがあるのも聞いている。その部分では、障害者を福祉サイドとしてどのようにサポートしていくかという部分だと思うが、それらも含めて労働行政の中で、企業にお願いする部分は伝えていきたいと考えているとの答弁がなされました。

ワークライフバランス推進事業で5件の補助とあるが、事業所数はどうかとの質問には、平成

24年度に指定した企業は、育児休業の代替要員の確保が3件であった。平成23年については短時間勤務制度が4件、育児休業の代替要員が2件となっている。この補助金については6カ月間という期間の要件があり、平成23年から継続して続けていただいて、実績を見て交付することから、平成24年度の交付は平成23年度の3社と、平成24年の指定のうち2社の5件を交付させていただいた。

市内の中小企業の実態として、どのように育児休業がとられているか、また、制度がどのようになっているか調査する中で、この事業化を図ってきた。この事業化については、労働者の連合組合からも要望として上がっていたことから事業化に踏み切ったが、一番取得していただきたい中小企業の皆さんの利用がないというのが実態である。商工会議所なり商工会の経営指導者からPRしてもらいながら、この事業の普及促進に努めているが、会社側の都合から、期待している中小企業から制度を利用していただいていない。来年度に向けてどう対応するか、担当レベルで見直しをしている状況であるとの答弁がなされました。

6款では、中山間地域等農業振興事業の成果と継続性についての質問があり、中山間地域直接支払により、5年間は必ず耕作を続けるということで、この範囲については耕作が守られているが、それ以外については耕作放棄が進んだりしているのが現状である。

中山間地域の直接支払については26年度で終了するが、今、国のほうでTPPも絡め、攻めの農政ということで議論されている。そのような情報を分析すると、中山間地域の制度については継続され、しかも、もしかすると強化された上で継続されるという報道もされているので、期待しながら注視しているところであるとの答弁がなされました。

そのほか交付金の使い方や事務手続の簡素化の要望や、耕作放棄地、農業後継者問題など糸魚川の農業を今後どうしていくのか、農業者と行政で積極的に話し合ってもらいたいとの意見がありました。

沿岸漁業資源放流事業について、水産振興計画の中で海洋高校、専門大学、企業などとタイアップできないかとの質問には、当市の1次産業の特徴は、どうしても高齢化、後継者の問題、次の世代の担い手というのが、非常に大きな問題だと思っている。先般も1次産業に関係する団体、行政が一堂に会し、農業だけとか、林業だけとか、水産だけでなく、今後の1次産業をどう取り組んでいくという意見交換をした。あれもこれもという話は参考にはなるが、1次産業の皆さんが、いろいろな部分に積極的に取り組む機運を行政が仕掛けていかなければならないと思っているとの答弁がなされました。

このほかに、市場に出ない雑魚でありますけど、未利用魚の特産品化についての意見がありました。

建設課関係の7款では、街路灯設置事業のLEDの設置状況と節電効果についての質問があり、データとしては全体89のうち、83がLED化ということで、今後LEDがふえてくると思っている。

建設課で設置している街路灯、地区から要望のある街灯を含め6,200灯ぐらいがあるが、6,200灯のうち1,500灯ぐらいは道路照明のような大きいものでLEDにできないが、防犯灯のようなものが4,800灯ぐらいあり、それを全部LEDにした場合には、電気料が年間600万円ぐらい安くなるという結果だったと答弁がなされました。

このほかに、ジオパークの交流人口拡大に伴い、環境美化の面で道路や河川の草刈りについて行き届いていないところがあるので、各地区への呼びかけの工夫と予算措置を図るべきとの意見や、除雪機貸与事業の拡充の要望がありました。

次に、都市整備課関係の８款では、住宅整備資金補助事業、住まいる環境リフォーム補助金の成果についての質問があり、当初、緊急経済対策的なものでスタートして、１弾、２弾と市民の要望も多かったことから、最終的には５弾まで行った。この補助金に対する経済効果は、実質８倍くらいである。そのほかに直接、目にあらわれないものが、３割から４割あるということで、これ自体好評であったが、今のところこれ以降のことは計画していないと答弁がなされました。

安心安全すまいる事業の耐震診断業務委託で、不用残２００万円があるが要因はどうかとの質問には、１８年から国の耐震、県の状況を受けて始めた。５６年以前に建てた木造家屋が該当になるが、１８年から始めて１８、１９、２０年は、それなりの申し込みがあった。これはたまたま地震もあり、それでふえる傾向もあったが、それ以後は、なかなか申し込みがないという状況で、昨年は耐震診断に対しては個人の負担金をなくしても、不用額が多い状況である。一番の分析は、５６年以前の建物になると３０年以上経過して、そこを直すより建てかえや、そのままにしておく傾向もあるのではないかと思っている。今後は、制度の趣旨を酌みつつ、１部屋なりでも耐震補強することによって、補助が使えることも考えていきたいと答弁がなされました。

このほかにも活発な論議が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

中村委員長。〔１０番 中村 実君登壇〕

１０番（中村 実君）

おはようございます。

本定例会初日に市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る９月９日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決により原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

市民課関係では、特段質疑もなく、報告する事項はありませんでした。

次に、環境生活課関係のごみ減量対策推進事業では、ごみの減量は行政の思惑どおりに進んでいるのか。また、年代別の分析は行っているのかとの質問に対し、平成２３年に策定したごみ処理基本計画の中で目標値を定めており、順調に量は減っているが、まだ目標にはもう少し努力が必要である。また、年代別の分析では、生ごみ処理機の普及で見ると、冬のごみ出しが大変なことから、生ごみ処理機を使用することにより、週１回のごみ出しで済むということで、６０歳以上の購入が７８％を占めている。それ以外の一般ごみの分析は、難しいとの答弁がなされました。

また、ごみ処理施設修繕事業委託料で、維持補修委託料が１億８，９００万円、修繕工事が９８０万円だが、委託料が大幅に多いが内容はどうかとの質問に対し、１億８，９００万円の大規

模修繕は日立が実施するものであり、施設修繕工事は通常の運転で出てくるものであり、これは市が調査していくものであるとの答弁がなされました。

その他、高齢者運転免許自主返納支援事業、花いっぱい推進事業、公害対策費、斎場管理運営費については、多少の質疑や確認がありましたが、特段報告する事項はございません。

次に、福祉事務所関係では、委員から、高齢者おでかけ支援事業で不用額が約380万円あるが、不用額をどのように分析されているのかとの質問に対し、タクシー券を助成しても、実際に使われていない方や、70歳以上の方で、バス券を買っても、まだ車に乗られている方もおり、おでかけパスを利用していないことが要因の1つと思う。また、どの地域の方が多いのか、今後、調査分析を行っていききたいとの答弁がなされました。

そのほか委員から、高齢者が市内に出かけることで健康になり、地元の購買にもつながり、経済効果も出てくることが考えられる。担当課だけではなく、トータルで事業の見直しを行っていただきたいとの意見に対し、市民の皆さんにメリットがあるように改善していくのが一番であり、これから皆さんのところに出向き、検討していくとの答弁がありました。

そのほか所得者対策事業、寝たきり高齢者介護手当支援事業、高齢者配食サービス事業に対して質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

次に、健康増進課関係では、健康増進施設助成事業、ひすいの湯については、今後、会社で検討し、いろいろと工夫を行い、自立していく時期でないかとの質問に対し、26年度からの助成体制については、大きく変更するとの答弁がありました。

また、健康づくりセンター管理運営事業では、指定管理料契約を行いながら、契約金額と決算金額が違うのはおかしいのではないかと質問に対し、1期3年目の指定契約料は3,780万円であるが、光熱費については新規事業で見込みが立たないため、実際にかかった経費の上乗せであるが、2期目はそれを踏まえて計算を行い、4,350万円という上限設定にさせていただくとの答弁がなされました。

そのほか子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業、健康づくり推進事業、自殺対策推進事業、生活習慣病予防事業、健康診査受診促進事業などに関し、活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の決算認定審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

おはようございます。

議案第89号、平成24年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論、幾つかの事例に絞って取り上げさせていただきます。

一般会計総額では、支出済額、前年度比約6%の増、その中で3款中の老人福祉費は約16%の減、一方、7款中のジオパーク推進費は約12%の増、もちろん数字だけで、全てを論ずるわけではありません。ですが1つの傾向は読み取れます。

常に訴えさせてもらっていることですが、私たちは弱くなります。年をとることであれ、体のぐあいが悪くなることであれ、私は行政の最大の眼目は、何を置いてもそういった弱さ対応にあると考えます。訴え続けてまいりました。

同じ視点から、歳出、3款、民生費中の後期高齢者医療特別会計繰出金に関連して反対。

さらに、歳出、10款中の中学1年生全員対象の大学見学。大学へ行きたい、けれどもいろいろな立場、いろいろな事情で行けない人もおります。そんな生徒に対して、よりきめ細かい、やさしい対応をすべきであるとの理由で反対。

なお、歳出、7款中の商工費振興をうたったの企業団地造成事業での支出は、より慎重を期すべきであったと、これは自戒を込めて反省をさせていただいております。

以上、幾つか事例を取り上げさせていただきました。もって、当案件についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

議案第89号、平成24年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

一般会計決算額は、歳入で320億5,000万円、対前年比6.5%の増、歳出で302億3,000万円、対前年比5.9%の増であります。歳出では、民生費19.2%、土木費が18.3%、教育費16.2%、公債費13.2%の順となっております。

1市2町が合併してから8年半経過しております。この間の決算規模の推移を見ますと、平成16年度は年度末に合併となったわけではありますが、歳入が331億7,000万円、歳出が314億2,000万円でありました。平成24年度決算と比べてみますと、歳入で11億円の減、歳出で12億円の減となっております。

起債残高は、平成16年度末の一般会計の起債残高は357億円で、平成24年度末の起債残高は393億円となっており、約36億円の増であります。平成24年度を見ますと、借り入れが50億円、元金償還額が34億円となっております。新幹線関連の事業費、学校耐震化関連事業費増の反映もありますが、普通建設事業費を見ますと24.2%となっております。

合併時の財政推計では、財政規模が縮小されていくことが予想されておりましたが、縮小傾向から増大に転じ、市債残高も大きく膨らんでおります。国の超構造改革路線が推進される中で、高齢化が進む糸魚川市において市民が安心して暮らしていくことができるよう、地域産業の振興と、無駄を削り住民福祉の増進を図る、暮らし応援の施策に力を入れていくことが一層求められていると考えるものであります。

当年度では、山ノ井保育園整備事業の大幅なおくれ、放射能汚染上水道汚泥受け入れ了承、株式会社クリエイトワンフーズの新工場建設中止の問題などがあります。

山ノ井保育園の問題では、設計業者クレイズプランの責任が明確にされました。クリエイトワンフーズの問題は、円安など外的な要因も少なくありませんが、計画から中止までの期間が短過ぎるのではないかと。市が1億7,000万円の関連経費も出しております。このようなことが繰り返されることのないよう、これらの問題に対して、改めて再発防止策を求めたいと思います。放射能汚染汚泥の問題は、長期にわたる市民の安全にかかわる問題であります。再考を求めたいと思います。

4款、衛生費ですが、健康増進施設助成事業に、平成23年度と同じく、補助金として3,000万円支出されております。補助対象のひすいの湯は、平成6年12月にオープンし、18年が経過しました。建設費用は5億8,000万円ですが、平成24年度までの18年間に、建設時のフィットネス施設整備補助金3,000万円を含めれば、6億7,500万円補助したことになります。このような補助のやり方は改めるべきであります。整合性のとれた基本的な考え方をはっきりさせ、抜本的な見直しを早急に行う必要があると考えます。

また、フッ素洗口のような論争中のものを、教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであります。

7款、商工費ですが、スカイパーク振興事業では、シャルマン火打スキー場等の指定管理料5,900万円、大規模修繕の指定管理料4,800万円と1億1,000万円近い事業費となっております。シーサイドバレースキー場の指定管理料は1,300万円、大規模修繕の指定管理料2,000万円を含め事業費全体では3,300万円であります。今後、施設の維持管理にかかる費用がふえてまいります。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、スキー場のあり方、収支の改善、社長の問題を含めて三セク会社と市の関係等、スカイパーク振興事業に対する抜本的対策を講じていくべきと考えます。

10款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で436万円支出されております。香港ジオパークに3年生32名が4泊5日で派遣されたとのことではありますが、中学生海外派遣事業は、海外派遣される32名にとってはいい経験になると思いますが、義務教育段階での取り組みとしてはふさわしいとは思いません。検討を加える必要があると考えます。

以上、反対討論といたします。

議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号、平成24年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで11時30分まで休憩します。

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 開議

日程第5 . 議案第90号から同第92号まで、議案第102号から同第104号まで、
議案第127号から同第129号まで、請願第3号、同第4号及び陳情第5号
並びに発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5、議案第90号から同第92号まで、議案第102号から同第104号まで、議案第127号から同第129号まで、請願第3号、同第4号及び陳情第5号並びに発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号の説明を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

委員会審査報告を行います。

本定例会初日の8月26日に総務文教常任委員会に付託となりました本案について、去る9月11日及び12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第90号、同第91号、同第92号については原案認定。また、議案第102号、議案第103号、議案第104号及び議案第127号、128号、129号については、いずれも原案可決であります。

また、請願第3号、請願第4号、陳情第5号は、それぞれ採択であります。

初めに、議案第90号、平成24年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

委員より、レジオネラ菌のため休業せざるを得なかったが、それにより施設使用料、温泉センターの減収分はどの程度かとの問いに、6月22日から7月11日までの20日間、営業を停止し、前年度実績で考えると約1,000人の利用者減、また、利用料ではおおむね45万円程度の減収と見込んでいるとの答弁であります。

委員からは、経営全体が厳しい中、管理も行き届かないためこのような事態になった。利用者への不便さ、損失も出ているだけに、施設管理については徹底して行っていただきたいとの指摘がされております。

次に、議案第91号、平成24年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、インターネットの収益と有線テレビの収益についてはどのようになっているのか。今後はインターネットに関しては、上越ケーブルビジョンから、NTTに移行することにより、今までのようにインターネット収益の部分は見込めない。有線テレビだけで運営することになるわけだが、今後の運営についてどのようにするのか具体策を今から準備しておいてほしいとの質疑に対して、収入については有線テレビが6,453万円程度、インターネットについては7,589万円である。また、今後の運営については、昨年6月25日の委員会で示した申し込み予定者の状況と、現状の決算を考慮に入れながら今後の運営を検討し、お示ししたいとの答弁であります。

次に、議案第92号、平成24年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、来年度からは電気料金も大幅値上げになりそうだが、どのように考えているか。企画財政課として、緊張感をもって対応していただきたいとの意見が出ております。

続きまして、議案第102号、糸魚川市子ども・子育て会議条例の制定についてご報告いたします。

委員より、子ども・子育て会議には、どのような方を任命するのか、公募は考えていないのかとの質疑に対して、メンバーは20人くらいを予定し、委員の選出については保育関係者、学校、PTA関係など学校教育に携わっている方、また、企業関係、商工会議所関係の方々を予定している。現在のところ、公募は考えていないとの答弁に対して、選考に当たっては形骸化した会議にならないよう、女性委員の割合にも考慮しながら、現場のことをよく理解している方を選任していただきたいとの意見に対し、できる限りそのような形で選出したいと思っているとの答弁であります。

次に、議案第103号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定については、「磯部ふるさと会館」を「磯部ふれあい会館」へ名称変更するための条例改正であり、質疑なく、審査が終了しております。

次に、議案第104号、契約の締結については、防災行政無線同報系施設デジタル化整備工事についての契約であります。

委員より、制限つき競争入札の結果、100%の落札率とのことであるが、3社の入札がありながら100%の落札率とはどういうことか。何かからくりがあったのではないかと疑念を持たれると思うが、公平に行った結果なのかどうかとの質疑に対して、このように特殊な専門業者だけの入札の場合、時々このような結果が出てくる。あくまでも偶然であるとの答弁であります。

また、委員より、今回の工事額は1億8,000万円とのことであるが、この事業の総額は幾ら

になるのか全体計画をお聞きする。また、アンサーバック機能という言葉があり、双方向できる通信装置とのことだが、無線とは違うのかとの質疑に対し、全体計画は約14億円を予定し、平成24年から平成36年までであり毎年行う工事である。また、このアンサーバック機能とは無線と同じであり、子局側から市役所の基地局を呼び出すことができ、通話できるものであり、非常時における予備の通信手段として、離れた場所や中核となる避難所へ設置したいものであるとの答弁であります。

その他、細部についての質疑が交わされております。

続きまして、議案第127号、同第128号、同第129号、契約の締結については、糸魚川市民会館リニューアル工事についてであり、一括説明の後、一括質疑として審査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

初めに委員より、議案第127号については落札率が99.5%、128号については99.7%、129号については99.3%となっているが、これはどのように受けとめればいいのかとの質疑に対し、建築工事のほうは参加企業が5社であり、1社が予定価格の範囲内であり、残りの4社は全て100%を超えている状態である。電気設備においても4社が参加し、1社が予定価格の範囲内であり、残り3社は100%を超える状況であった。また、機械設備についても参加企業が7社あり、そのうち3社が予定価格の範囲内、残り4社が100%を超える状況であった。

現在の入札は、予定価格と最低制限価格を設けており、下限以下であると失格扱いになるが、設定率が91%以上ということであり、場合によっては92%になる場合もあるが、要するに、最低制限価格と予定価格の範囲内でなければならないことになっているとの答弁であります。

また、委員より、これから工事に取りかかるわけだが、いつまで平面図で説明をするのか、全体のイメージができない。契約に入るまでの審査はどういう手順でやっているのかとの質疑に対しては、パース図も含め途中経過であり、着工に入り次第、各部署においてイメージが湧けるようなものをつくりたいとの答弁であります。

その他、音響設備をはじめ施設内の構造面について、また、バリアフリー化についても確認があり、それに対しては実施設計どおりにするのではなく状況を見ながら、軽微な変更になると思うが、対応していく予定であるとの答弁であります。

なお、この工事は複雑な工事になると思われるだけに、その都度、設計変更が出てくると思われる。工事費用が増額することも考えておかなければならないと思う。あまり予算面にとらわれすぎて、不十分なものにならないようお願いしたいとの要望がなされております。

審査終了後、それぞれ各議案について起立採決を行った結果、起立多数で原案どおり可決しました。

以上で、議案審査報告を終わります。

続きまして、請願第3号、35人以下学級早期実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願についてご報告いたします。

結果は、お手元配付のとおり採択であります。

審査の経過についてご報告いたします。

紹介議員より説明を受けた後、審査に入りました。

委員より、35人以下学級については国が決められている方針であり、新潟県では既に小学校1・

2年生で32人以下学級である。また、最近の教育現場では、きめ細やかな指導も必要になってい
ると思われるだけに、国の方針を速やかに進めてほしいという思いは受け入れてよいのではないか
との意見があり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号、新聞、書籍・雑誌など出版物への消費税の軽減税率適用を求める請願につ
いては、紹介議員より説明を受けた後、審査に入りました。

その結果、特に質疑、意見はなく、お手元配付のとおり採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第5号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、特に
意見はなく、採択されております。

以上、各請願及び陳情は、それぞれ意見書提出を願意としていることから、これより、各意見書
の提案説明を行います。

初めに、発議第5号、35人以下学級早期実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意
見書について、提案理由の説明をいたします。

子どもたちは一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは保護者・地域
住民・教職員共通の願いです。そのために、小中学校の全学年における少人数学級の実現等が可能
となる教育条件整備のための教育予算の確保が不可欠です。

いじめや不登校等が大きな社会的問題となり、深刻化しています。また子どもたちのニーズは多
様化し、個別の指導を要する児童生徒も増えています。このような課題解決のために、教職員が子
どもたち一人一人に目をゆきとどかせ、じっくりと向き合う時間が必要だと思えます。そのため
にも、法改正により安定した財源を確保した上で、少人数学級が拡大されていくことが望めます。
文部科学省は中学校3年生までの35人以下学級実現を目指す計画を示しましたが、2013年度
の予算には盛り込まれていません。

新潟県では2001年度から小学校1・2年生において、県独自で32人以下学級が導入されま
した。また、今年度から県内20校で下限25人の条件付きながら小学校3年生の35人以下学級
が導入されました。全国的にも少人数学級を拡大する自治体が増えてきています。

文部科学省が2010年に実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募
集」では、約9割が「小中学校の望ましい学級規模」として35人以下を挙げており、保護者も少
人数学級を望んでいることは明らかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に謳
われております。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の
1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増加などにみら
れるように教育条件格差も生じています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、
「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。子どもたちが全
国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるように次の事項を
実現することを強く要望します。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的には、文部科学省が2013年度の予算要求に盛り込ん
だ35人以下学級の早期実現を図ること。

2 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書を提出いたします。

次に、発議第6号、新聞、書籍・雑誌など出版物への消費税の軽減税率適用を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

新聞や書籍・雑誌は生活必需品です。世界の動きから日本、そして地域の動きまで、人々の息づかいを伝えることができます。広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く住民・読者の皆様に提供することによって、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与しています。

民主主義の主役は国民です。国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要だと思います。ヨーロッパ各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞、書籍、雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。

「知識には課税せず」「新聞、書籍・雑誌の出版物には最低の税率を適用すべし」という認識は、ヨーロッパ各国でほぼ共通しています。

また、近年、いわゆる文字離れ、活字離れにより、読み書き能力をはじめ、教養や常識の低下が問題となっております。このように活字離れは、政治、経済、社会をはじめとした情報不足と関心の低下を招き、文化面においても好ましいことではないと思います。知識への課税強化は確実に国力の低下をもたらし、わが国の国際競争力を衰退させる恐れさえあります。

以上の観点から、消費税増税に際し、新聞・書籍・雑誌など出版物への軽減税率適用を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に意見書を提出いたします。

続きまして、発議第7号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っています。

平成22年4月から公立高校の授業料無償化が実現しました。一方、私立高校では、授業料の一部を補う就学支援金が支給されています。私学の学費負担は就学支援金により軽減されたものの、大多数の保護者にとっては、初年度納入金で全国平均約59万円の負担が残ったままです。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」を謳っていますが、私立高校に対する公費は公立の2分の1以下にとどまっています。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況です。

政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、就学支援金の増額と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、

衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。

続きまして、発議第8号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

私立学校は、建学の精神にもとづいて、教育をすすめる公の教育機関として認可され、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきました。

平成22年4月から公立高校の授業料無償化が実現し、また、私立高校では、授業料の一部を補う就学支援金が支給されています。しかし、私学の保護者にとっては、学費負担は以前よりは軽減されたものの、初年度納入金で平均41万円の負担が残ったままです。

新潟県においては、毎年学費軽減制度の見直し拡充を図ってきてはいるものの、授業料全額助成の対象は生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、及び、市町村民税均等割世帯等に限定されています。公立高校の授業料無償化と比較した場合、私学の保護者の学費負担は、今日の厳しい経済状況下では、依然として重いものになっております。

したがって、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、学費軽減制度の拡充と、私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事に意見書を提出いたします。

以上で、報告を終わります。

+

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保峰孝議員。

16番（新保峰孝君）

議案第102号、糸魚川市子ども・子育て会議条例の制定に関連して質疑をいたします。

もとなっている子ども・子育て支援法と改正こども園法は、養護と教育を一体的に行うことを特性としている保育所の役割を考慮していないという指摘がございます。

今回、提案の条例第2条の（1）は、法に掲げる事務処理であります、（2）と（3）は法にないものと思いますけれども、この点についてはどのような質疑がなされたか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

休憩願います。

議長（樋口英一君）

暫時休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午前 11 時 55 分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

今ほどの件、（２）（３）につきましては、市が今後の糸魚川市の方向性を考えていくべく条例提案されたものだと思います。

委員会側のほうからは、この委員会を設置するに当たっては、先ほども少し報告事項にも入れたかと思いますが、民間の方々を委員に選任することによって、これら等について今後どうするかということを検討するというところで質疑がされたわけですが、特段、今の件に関しては、なかったように思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保峰孝議員。

16番（新保峰孝君）

（２）の保育園並びに幼稚園及び小学校の適正配置に関するということと、教育委員会の権限との関係についてはどのような論議がなされたか伺いたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

権限等についての特段の質疑はなかったかと思いますが、いわゆる行政改革の絡みの中で、これらを連動して進めるというふうなことで、行政側からお話があったと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保峰孝議員。

16番（新保峰孝君）

（３）の公立保育園及び公立幼稚園の民営化に関することについては、どのような論議がなされたか。糸魚川市子ども・子育て会議の権限はどういうふうなことが、それらについての論議の状況

を聞かせてもらえますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

まず、権限については今申し上げましたように、行政改革の市民からの委員で委員会が組織されておりますし、これについても確かに委員のほうから、どのようになるのかという質疑はございました。すみません、今、何て言いました。もう一度お願いします。

議長（樋口英一君）

新保議員、ちょっと待って、補足してください。

16番（新保峰孝君）

この（3）の件について

議長（樋口英一君）

暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 0時00分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

失礼しました。

まず最初に、1点目につきましては、特段これについては質疑がございませんでした。ただ、さっき申し上げましたように、行革の絡みで話があったということであります。

その次の点については、議事録を見ますけども、なかったと思います。

16番（新保峰孝君）

終わります。

議長（樋口英一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

昼食時限のため13時まで休憩いたします。

+

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

吉岡静夫議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第127号、契約の締結について、糸魚川市民会館リニューアル建築工事、同第128号、同じく契約の締結についての電気設備工事、同第129号、同じく機械設備工事、以上3件について反対討論。

当案件に関連しては当議会、特に総務文教常任委員会では、所管事項として長い間取り組みがなされ、途中、リニューアル案の提示がなされるなど動きもありました。そして過日、6月20日に総務文教常任委員会が行われ、27日の本会議で委員長報告がなされているところでもあります。

その中では、新市建設計画では市民プラザを建設する予定でありましたが、諸般の事情により、このたびの提案に変更を余儀なくされました。行政はもちろんのこと関係議員をはじめ市民にとりましては、まことに複雑な思いでありますと強調されております。

私はこの市民プラザ構想を主張し、こだわり続けてまいりました。それだけにといいますか、ということで当案件についてはまことに残念ながら、反対の意思表示をせざるを得ません。

以上、3件について、一括して反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

請願第4号、新聞、書籍・雑誌など出版物への消費税の軽減税率適用を求める請願に対する反対討論を行います。

本請願は消費税に複数税率を導入し、新聞、書籍・雑誌など出版物への消費税の軽減税率適用を求めるもので、消費税増税を予定どおり実施することを前提としております。

2009年の総選挙で政権交代した民主党が、4年間は消費税の増税は行わないという公約を破って、昨年8月に自民党、公明党とともに消費税増税法案を強行いたしました。可決された消費税

法では、2014年4月1日から8%、2015年10月1日から10%に2段階で引き上げることになっております。ただし、経済状況等を総合的に勘案した上で、税率引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされております。

今回の増税は2段階で5%、現在の倍の10%にするものであります。前回、税率を上げた1997年は、2%引き上げて現在の税率5%にしました。このことにより、それまで毎年ふえていた国民の所得は税率引き上げ以降、減り続け今日に至っております。

厚生労働省の毎月勤労統計調査で1997年、平均給与が446万円あったものが、2012年には377万円、70万円減っております。失われた16年とも言えるものであります。5%に上げる前の1996年と、上げた後の1999年を比較すると、消費税収が5兆4,000億円ふえたのに対し、所得税、住民税、法人3税、その他の税いずれも減って、消費税以外の税が1兆4,000億円の減収となっております。今回の増税は、前回の比ではありません。

このような増税を3カ月や6カ月の経済指標で行えば、国民の生活をさらに厳しくします。新聞各社は増税すべきという立場ですが、増税すべきと言いながら、新聞、書籍・雑誌等は軽減してもらいたいというのは、自己矛盾ではないかと思えます。国民の給与が減り続け、そのことがデフレ不況をもたらしている主要な原因になっているとき、国民に、さらに負担を求める消費税増税を予定どおり実施すれば、日本経済に深刻な被害をもたらすことは明白であります。

消費税増税を予定どおり実施を是とする本請願には、賛成することはできないものであります。

以上であります。

議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第90号、平成24年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第91号、平成24年度系魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第92号、平成24年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第102号、糸魚川市子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第103号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第104号、契約の締結について（防災行政無線同報系施設デジタル化整備工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、契約の締結について（糸魚川市民会館リニューアル（建築）工事）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長（樋口英一君）

次に、議案第128号、契約の締結について（糸魚川市民会館リニューアル（電気設備）工事）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長（樋口英一君）

次に、議案第129号、契約の締結について（糸魚川市民会館リニューアル（機械設備）工事）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第5号、同第6号、同第7号及び発議第8号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第5号、35人以下学級早期実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第3号、35人以下学級早期実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願については、採択すべきものとみなします。

次に、発議第6号、新聞、書籍・雑誌など出版物への消費税の軽減税率適用を求める意見書を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第4号、新聞、書籍・雑誌など出版物への消費税の軽減税率適用を求める請願は、採択すべきものとみなします。

次に、発議第7号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第8号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第5号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第6．議案第93号から同第97号まで、議案第105号から同第116号まで
及び議案第121号から同第123号まで

議長（樋口英一君）

日程第6、議案第93号から同第97号まで、議案第105号から同第116号まで及び議案第121号から同第123号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

初日の本会議で当委員会に付託となりました本案について、去る9月5日及び6日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり、原案認定及び可決であります。

各議案の審査においては若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号、平成24年度系魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第94号、平成24年度系魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第95号、平成24年度系魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第96号、平成24年度系魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第97号、平成24年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第105号、糸魚川市糸魚川駅自由通路条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第106号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第107号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第108号、糸魚川市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第109号、糸魚川市集落排水事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制

定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、糸魚川市浄化槽事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、契約の締結について（北陸新幹線糸魚川駅高架下施設整備工事（建築））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、変更契約の締結について（糸魚川駅自由通路新設工事委託（西日本旅客鉄道株式会社））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第113号、変更契約の締結について（糸魚川駅自由通路新設工事委託（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構））を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第115号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号、変更契約の締結について（大和川漁港海岸保全その2工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第121号、平成25年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第122号、平成25年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、平成25年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第98号から同第101号まで、議案第117号から同第119号まで、

議案第124号から同第126号まで及び議案第130号

議長（樋口英一君）

日程第7、議案第98号から同第101号まで、議案第117号から同第119号まで、議案第124号から同第126号まで及び議案第130号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

10番（中村 実君）

本定例会初日に市民厚生常任委員会に付託されました関係部分、及び9月4日に追加されました議案第130号の契約の締結（能生国民健康保険診療所建築工事）の審査につきましては、9月9日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定及び可決であります。

議案第98号、平成24年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、資格証明書と短期保険証の発行数と現状はどうかとの質問に対し、平成25年の8月からの数値では合計が140件であり、うち資格証明書は6件、短期被保険者証は134件となっており、今年度は昨年度に比べて資格証の交付件数が若干ふえているが、未納などの約束を守っていただけない方や、最近の状況の報告がなく、収入の状況や接触がとれない人と接触をするための手段として、やむなく資格証明書を出し、それによって連絡をいただいた方には納税の相談をきちんとさせていただき、短期証のほうに切りかえるように努力をさせていただいておりますとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑はありましたが、本案については異議なく認定することに決しました。

続きまして、議案第99号、同第100号の両議案とも、異議なく認定することに決しております。

次に、議案第101号、平成24年度系魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、今後の2次予防は大変重要である。ぜひここは力を入れていただきたいとの意見に対し、専門職が少ないが、総合的な介護予防教室を今後やっていく予定であるが、お誘いしても来ない方もいるので募集していきたいと思っているとの答弁がありました。本案についても異議なく認定することに決しました。

そのほか議案第117号、同第118号、同第119号については、それぞれ延滞金を見直す改正であり、異議なく可決することと決しました。

議案第124号、平成25年度系魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第125号、平成25年度系魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第126号、平成25年度系魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についても特段報告する事項はなく、可決することと決しました。

最後に、本定例会一般質問最終日の9月4日に当委員会に付託となりました、議案第130号、

契約の締結について（能生国民健康保険診療所建築工事）についても特段報告することもなく、異議なく可決することと決しました。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第100号、同じく101号、続けて反対討論をさせていただきます。

議案第100号、平成24年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対討論。

私は後期高齢者を特定の枠に囲い込んでのこういった措置について、基本的に反対の立場を主張し続けてまいりました。いつときではありますけれども、その見直し、改善も言われましたが、残念ながらその動きは、ほとんど前向きには進みませんでした。ということで、当案件について反対討論とさせていただきます。

次、引き続いて議案第101号、平成24年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について反対討論。

本件については当初予算案審議の際、関連する介護保険条例改正に当たって所管常任委員会でも甲論乙駁、多くの問題点が取り上げられたところであります。私は予算案、条例改正案ともに反対をさせていただきました。決算事案である当案件について、反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第98号、平成24年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました

次に、議案第99号、平成24年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第100号、平成24年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第101号、平成24年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第117号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第118号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第119号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、平成25年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、契約の締結について（能生国民健康保険診療所建築工事）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8 . 議案第 1 2 0 号

議長（樋口英一君）

日程第 8、議案第 1 2 0 号、平成 2 5 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

審査報告を行います。

本定例会初日に分割付託となりました議案第 1 2 0 号、平成 2 5 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、当委員会に分割付託となりました関係部分につきまして、去る 9 月 1 1 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付のとおり原案可決であります。

審査の内容につきまして、ご報告いたします。

初めに、2 款、総務費、企画財政課関係では、元気臨時交付金の内容について、また、主な事業はどのようなものを考えているのか、加えて、過疎地域自立促進支援基金積立金 6 6 0 万円が計上されているが、その使い道について伺うとの質疑に対して、現在、実施計画の策定作業を進めており、新年度予算編成作業にも入るが、建設国債対象事業ということであり、道路改良をはじめハード事業が主なものになると考える。

また、6 6 0 万円の追加であるが、この補正が認められた場合、県から示された過疎ソフトの総額は 9, 8 5 0 万円になり、主な使い道としては医師確保対策、子ども医療費助成事業、地区集会施設への助成、高齢者おでかけ支援等のソフト事業に充当しているものであるとの答弁であります。

また、過疎地域の公民館をはじめ自治支援については、教育委員会の生涯学習課に任せるだけでなく、今後、企画財政課として具体的にどのようなものと考えているのか伺うとの質疑に対して、現段階では、はっきりと答えるだけのものは持ち合わせてはいない。新年度に向けて現行制度を十分見直す中で、可能な対策は講じていきたいとの答弁であります。

また、ふるさと同窓会応援事業、及び縁結びハッピーコーディネート事業については、財政が厳しい中で、この事業はどうしてもやらなければならない事業なのかという市民の意見もある。どのように考えているかとの質疑に対しては、この事業は、定住施策の一環として取り組んでいるものであり、また、同窓会を開催することにより、市内の経済活性化に寄与するものと考えている。また、開催することにより定住施策の紹介と、ふるさと糸魚川応援寄附金のお願いもしながら、ふるさとへの思いを強めていただき、定住促進を図っていくことを目的としているとの答弁であります。

なお、この事業についてはよく精査をしながら、無駄な予算にならないように、また、この事業を通じて、今後、糸魚川市の発展にどのように結びつけるのか、糸魚川市の情報発信についても工夫が必要だと思う。事業の推移を見ながら有効性を判断し、より効果のある事業にするための工夫をしっかりとっていただきたいとの要望がされております。

次に、10款、教育委員会費のうち生涯学習課の関係部分で、糸魚川公民館施設整備事業については、アスベスト除去に200万円が追加されている。建物の年代から、アスベストが使われていることになぜ気づかなかったのか。このような解体工事では、最近では糸魚川小学校の埋設されていた基礎杭部分の撤去費用、また、福祉センターのアスベスト除去など、今回が初めてなら何も言わないが、またという感じである。これらはあらかじめ予算として計上しておかなければならないことではないのか、しっかりとっていただきたいとの厳しい意見に対して、織田副市長、また、教育長より陳謝がありました。

次に、能生事務所関係部分では風力発電について、売電収入より修繕費のほうが上回っているように思うが詳細を伺うとの質疑に対して、毎年、修繕費が発生していたのは徳合の風力発電であり、現在、使われていない。今回、修繕をお願いするのは、海洋公園内の風力発電であり、昨年12月21日から適用された再生エネルギーの単価は23.1円であり、約10円以上の単価アップである。能生海洋公園の風力発電については、管理運営が可能と考えているとの答弁であります。

以上で、総務文教常任委員会の関係部分について審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

初日の本会議で当委員会に分割付託となりました本案について、去る9月5日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり原案可決であります。

審査における主な経過についてご報告をいたします。

交流観光課関係では、観光誘客宣伝事業の経費内訳で、北アルプス日本海広域観光連携会議負担金228万円という説明だが、越五の国の上越の連携会議に比べると出おけているので、早く体制をつくって負けないように頑張りたいと思うが、8月の発足時に事業計画はつくってあるものかとの質問に、平成25年度の事業計画については、1番目は、広域観光連携の推進であり、広域観光連携の専門委員会を立ち上げ、25年度は27年3月の新幹線開業に向けた戦略の立案に力を入れたいと考えている。平成26年度、27年度に焦点を絞り、戦略的な広域観光の連携を図りたいと考えている。そのほかロゴマークやキャッチフレーズの作成、広域観光ポスターの作成と主要駅での掲示や、ホームページの立ち上げに取り組みたいと考えている。

2番目には、開業イベントの検討であり、現在、糸魚川市で検討を進めているので、事務局会議で情報交換をする中で、新幹線開業に向けて連携したイベントの検討をしていきたいと考えている。

3番目には、新幹線糸魚川駅の利便性の向上の検討であり、事務局会議で情報交換をする中で、

特に、周辺市町村の利便性の向上も含めて検討していきたいと考えていると答弁がなされました。

さらに、上越の連携会議は5市が参加しており、5市の中でも各種団体が新幹線に向けていろいろな事業を立案し、取り組んでいる。それを網羅した形の中で充実させていくという基本的な考えであった。

北アルプス日本海広域観光連携会議は行政だけでなく、各種団体が新幹線開業に向けて考えている事業等も網羅する中でやっていこうとしているかとの質問には、上越のほうで取り組んでいる事業は非常にお金をかける中で、いろんなイベントを計画している。北アルプス日本海広域観光連携会議の中では、お金をかけるというよりは、いかにお客様から来ていただいてお金を落とせるような、そういった形にどうやってもっていくかというところに重点を置いて進めていきたいということ、関係市町村の中で話し合っているので、イベントもそれなりに実施しなければならないと思うが、魅力ある商品づくり、エージェントへの誘客活動に力を入れるような取り組みにもっていきたいと思うし、その中では加盟団体との連携、協力は必要になってくると思っていると答弁がなされました。

次に、ゆとり館ペレットボイラー更新事業では、費用対効果を含め灯油ボイラーとの比較についての質問があり、まず、使用するペレットの量は、平成24年度の灯油使用量から換算して、灯油1リットル当たり2キロぐらいの換算になるので、おおむね11万キロの使用を見込んでいる。実際にかかる経費を比較すると、灯油は年額580万円程度、ペレットボイラーのほうは、1キロ当たり57円で年額で660万円程度。差額として、年額で75万円程度の増額となる見込みである。

57円というペレットの価格については、インターネット等で探すと安いものもあるが、一般的な販売価格が10キロ当たり550円という形で、ゆとり館と販売元である木島組さんの距離を考えると、配送料がプラスされて10キロ当たり570円ということで、おおむね適正な価格と考えているとの答弁がなされました。

また、メンテナンス部分の比較では、現在の灯油ボイラーの保守点検は年1回、年額で28万5,600円かかっているが、ペレットボイラーについては業者から聞いている限りでは、1回当たり税抜きで18万円程度、メーカーからは、可能であれば2回やったほうがいいという話なので年2回で計算すると、年額37万8,000円となるので、年2回で実施すれば、保守点検費用が9万3,000円程度増加する形になるとの答弁がなされました。

そのほか地域の材木を間伐で材料にして地産地消の感覚、または環境に関する考慮ということで、コストの面も含め、しっかりデータとしてとっていただきたいことと、できるだけ普及していくことによって、コストダウンということもいえるかと思うので、ゆとり館にあるということ进行宣传して、市民にも周知してもらいたい、取り組みはどうかとの質問には、地域では焼山温泉でペレットボイラーが入っているが、独自のデータとして収集に努めていきたいと思う。

PRについては、ゆとり館自体がお客さん相手の施設になるので、そこに設置することによって、利用者の皆さんへの宣伝効果もあると考えているので、特別、キャンペーンという形は今のところ考えていないが、そういった中で、ペレットボイラーの周知に努めていきたいと思っていると答弁がなされました。

次に、旧国鉄北陸本線のレンガトンネル活用事業について、具体的に活用するプランはあるかとの質問には、今は健全度が確認できたので往復するという形をとりたい。8月24日に部分的に開

放して、遠くは東京、上越からも参加があり歩いていただいた。好評であったので、これを踏まえて親不知のピアパーク、交流センターまるたん坊、それらと関連づけて周遊化を図り、交流人口の拡大に努めたいと思っている。皆さんの知恵も貸していただき、活用していきたいと答弁がなされました。

また、安全面で、背面空洞の存在が予想されるということだが、今後、その空洞に対してどういう調査をして、施工を施すのかどうかとの質問には、トンネルはレンガでつくる構造上、天井の上で重ね合わせるため、背面空洞ができやすいと言われている。ほかのレンガトンネルでも見受けられるケースが多いということで、今回、そこまでの調査はしていないが、あるのは間違いないだろうと言われている。

どうすればいいのかということになるが、100年以上たっているトンネルで、今回は内空変異測定ということで、トンネル内面の形が、どう変動するのかを確認しながら対応していく考え方になる。これが周りの過重に耐えられないようであれば、充填作業なりをしなければならないが、大きな変動がなければ、当面、問題はないものと考えているとの答弁がなされました。

このレンガトンネルの価値について明確な、また訴えるものがあるのかとの質問には、一般的にはトンネルにはコンクリート構造が多いし、親不知のJR当時のものもレンガの構造は一部あるが、天井部分がコンクリート構造であるものがあつた。そういうものから考えると、このトンネルは内部全面がレンガでできている形になっており、蒸気機関車が走っていた当時のすすなどが残っていることから、歴史的な価値も十分あると考えているとの答弁がありました。

ジオパークの中で、こういう関係があるとか、そういうものが欲しい気がするが、認識はどうか。それから660メートルのトンネルというのは、観光として使っていく場合の安全対策、強度的な安全対策もそうだが、万一、何か起こった場合の連絡などの考えはどうかとの質問に、このレンガトンネルは、まさにジオの1つの有力なものであると考えている。安全性については、長さは約670メートルだが、歩いてちょうどいいぐらいの距離と考えている。位置的には崖の中腹ということもあるが、遊歩道等の整備ができれば、ある程度の安全性は確保できるものと考えている。

また、緊急時の連絡方法については、これから研究させてもらいたいと思っている。いろんなことが想定されるが、どのような使い方をするかということから始めたいと思っていると答弁がなされました。

それから、県の指定を国に上げるという段取りなど、次に結びつける何かがあるか、名所も必要でないか、海利用も含めてはどうかとの質問には、このトンネルがある部分を含めて県の名勝という指定を受けているが、それを文化振興課で国の指定にするよう動いているところである。トンネルを出た西側抗口の付近に広場があるので、下の木を切って波打ち際が見えるようにすることも検討している。天下の難所の波打ち際が見えれば、ロケーション的にはいいのではないかとということで、その辺も含めて検討しているとの答弁がありました。

次に、商工農林水産課関係では、林道施設維持管理費で林道脇の整備、草刈りについて、総延長がどれくらいあって、年間どれくらい予算措置をしているのかとの質問に、林道延長については、25年4月1日現在で220キロほどある。路線数は、能生が13路線、糸魚川36路線、青海12路線、合計61路線の管理をしている。予算措置として、24年度決算では草刈り、安全施設等の設置・撤去、除雪委託等で約1,050万円ほど執行している。

ジオパークの認定をいただいた後、市内24サイトへ行くアクセス道路が特に林道が多くなっているため、交流人口で糸魚川へ訪れた方への安全、景観等も含めて草刈りの費用がかさんでいるが、訪れた方に不快な思いをさせないようにということで、管理者のほうとしては、特にジオサイトにつながるアクセス道路については力を入れているつもりであるが、予算面については厳しいところもあるので、来年度の予算に向けては、部内で検討したいと考えていると答弁がなされました。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

10番（中村 実君）

本定例会初日に、議案第120号、糸魚川市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

議案第120号のうち環境生活課及び福祉事務所関係では、特段報告する事項はありませんでした。

次に、健康増進課関係では、委員から、修学資金貸与事業は新たに申請のあったことに対する補正であるが、以前は申込者が少なかったが、改善策を講じたため新たな申し込みが、昨年、ことしと出てきたということかとの質問に対し、昨年、医学部のある全大学に、事業内容の送付などのPRに努め、中にはホームページに取り上げていただいた大学もある。また、糸病の先生方にもお願いをし、学生とかかわる機会があれば紹介をしていただき、昨年、ことしと新規申請が出てきたものであるとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

新保議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。

16番（新保峰孝君）

総務文教常任委員長に伺いたいと思います。

3款、民生費の児童福祉費、子ども・子育て会議の委員報酬が29万2,000円計上されておりますが、子ども・子育て支援法は平成27年10月1日の施行であります。どういうふうな内容

で論議されたか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

これにつきましては、特段審査はされておられません。

ただ、説明のほうで、今回、3回予定してるということでもあります。

議長（樋口英一君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第120号、平成25年度系魚川市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第9．諮問第3号

+

議長（樋口英一君）

日程第9、諮問第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております伊藤清正さんの任期が、平成25年12月31日で満了いたしますことから、再度ご推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案はこれを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第10．発議第9号、同第10号及び発議第11号

議長（樋口英一君）

次に、日程第10、発議第9号、同第10号及び発議第11号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

それでは発議第9号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガス削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の期待は大きくなってきております。

このようないきさつも踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されましたが、二酸化炭素排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっております。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには森林の整備・保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などに取り組むことが不可欠であると考えます。

しかしながら、木材価格の暴落や低迷、林業従事者の高齢化、また、後継者不足など厳しい状況下であり、その結果、山そのものが荒廃し自然災害等の脅威により、国民の生命財産が脅かされる事態が生じております。

これを再生させるとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長へ意見書を提出するものであります。

次に、発議第10号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体であり、定年退職後の高齢者に対し多様な就業ニーズに応じて、地域社会の日常生活に密着した就業機会を確保し、提供しています。

このことは、高齢者の健康維持や生きがいの充実、また、社会参加の促進により地域社会の活性化はもとより、医療費、介護費などの財政負担を軽減しています。

しかしながら、シルバー人材センターの国庫補助金は、二度にわたる行政刷新会議の事業仕分けにより3分の1に大幅削減されました。そのため事業運営は苦境に陥り、今後、さらに補助金が削減された場合に、約6割のセンターが解散せざるを得ない危機的な状況下にあると言われております。

また、当市においては、さらなる高齢化の進展が確実であり、就業機会の確保、拡大を図り、急増する高齢者の受け皿としての機能の充実が一層図られることが求められると思います。

よって、国においては、少子高齢化時代において活力ある地域社会実現のため、また、高齢者が積極的に社会参加できるよう、シルバー人材センター事業への支援拡充を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。

続きまして、発議第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いております。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めます。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5:5」とすること。

その際地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (3) 自動車重量税及び自動車取得税は代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣に意見書を提出いたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

発議第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書について、反対討論を行います。

2、地方税源の充実確保等についての（1）で、地方消費税の充実の文言があります。

ご承知のように一般的に消費税と言われるものの中には、消費税と地方消費税が一緒になっており、消費税と地方消費税はリンクしております。

現在、消費税率は4%、地方消費税率は1%、合計5%となっております。昨年8月に消費税増税法が可決され、来年4月に消費税率6.3%、地方消費税率1.7%で合計8%に、再来年10月に消費税率7.8%、地方消費税率2.2%で合計10%に、2段階で引き上げることとされました。ただし、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされております。

このような中で、地方消費税の充実を求めることは、消費税を予定どおり上げるとともに、10%以上にすることを求めることにもつながるものであります。

前回、1997年に2%引き上げ5%にして以降、国民の給与は減り続けております。このような国民にとって厳しい経済状況の中で、地方消費税の充実を求めることは税率引き上げ、そして税収減にもなりかねないものであります。

その他の項目には賛同するものでありますが、国民生活と日本経済に深刻な影響を及ぼす消費税増税につながるおそれがある地方消費税の充実には反対でありますので、本意見書には賛成できないものであります。

以上であります。

議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第9号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第10号、シルバー人材センターの支援拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第11号、地方税財源の充実確保を求める意見書を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．閉会中の継続調査について

議長（樋口英一君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成25年第5回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月26日から本日までの長期間にわたり、平成24年度決算認定や平成25年度補正予算

をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点についてご報告申し上げます。

最初に、台風18号による被害について、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元のご配付資料をごらんください。

9月16日、台風の影響で大雨に見舞われ、午前9時に糸魚川市大雨警戒本部を設置し、一部の地域で土砂災害の危険があることから避難準備情報を発令し、避難対応をいたしたところであります。

自主避難は1施設、3世帯、34人でありましたが、17日朝までに全員帰宅されております。

16日の累計雨量は、糸魚川で125ミリ、能生で192ミリ、青海橋立で282ミリとなり、この雨による人的被害及び建物被害はありませんでしたが、地すべり等が36件発生したほか、連続雨量の基準を超過いたしたため、一時、JR及び北陸自動車道等が通行止めとなりました。

今後は、災害復旧を早期に実施するよう関係機関と連携いたしまして、市民の安全確保を最優先とした対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目に、ひすいの里総合学校の校章及び校歌について、ご報告申し上げます。

これにつきましても、詳細につきましては、お手元の配付資料をごらんください。

校章につきましては、一般公募した50点のデザインから、このように決定したものであります。

校歌につきましては、高田養護学校ひすいの里分校の愛唱歌であった「はばたけあしたへ」が子どもたちや保護者に親しまれていることから、決定いたしましたものであります。

校旗と校歌の額を製作し、11月16日のひすいの里総合学校開校記念式で披露する予定といたしております。

3点目に、国土交通省北陸地方整備局合同防災訓練について、ご報告申し上げます。

9月24日、田伏地内の東バイパス駐車場帯において、田伏地区のご協力により北陸地方整備局、自衛隊及び糸魚川市などの関係機関による地震津波対応の合同防災訓練が実施されます。

田伏地区の避難訓練とあわせて情報の収集、伝達のほか、国土交通省及び自衛隊による仮設橋を架ける訓練や、消防本部による救助訓練などが実施される予定であります。

最後に、チーム糸魚川について、ご報告申し上げます。

市では、30年先も持続可能なまちを目指して、糸魚川市全体のチームワークを高める組織としてチーム糸魚川を設立いたします。

チーム糸魚川の概念図につきましては、お手元のご配付資料のとおりであり、発起人となっていたきたい各種団体等に声をかけさせていただき、9月13日に趣旨説明会を開催いたしましたところであります。

今後、設立に向けた準備会等を経て、12月には設立総会を開催いたしたいと考えております。

以上、4点についてご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成25年12月糸魚川市議会定例会の招集日を、12月2日(月曜日)とさせていただきたく予定をいたしますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（樋口英一君）

これをもちまして、平成25年第5回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後2時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+